

貸付金利率の改定（引下げ）

別紙

1 適用する利率^(注1)

貸付けの種類等			改定後 ^(注2)	現行 ^(注2)
一般・特別・住宅・教育・医療・結婚・葬祭			1.26%	2.66%
介護構造部分に係る住宅・住宅災害			1.00%	2.40%
住宅災害・災害			0.93%	1.66% ^(注5)
激甚災害	新規貸付け 住宅災害	元金償還猶予期間（3年）	0.72%	1.72%
		償還開始後	0.93%	1.66% ^(注5)
阪神・淡路 大震災	新規貸付け 住宅災害	元金償還猶予期間（5年）	0.60%	1.43%
		償還開始後	0.72%	1.72%
	既貸付け 住宅	元金償還猶予期間（5年）	-	-
		償還開始後	0.94%	2.26%
既貸付け 住宅災害	元金償還猶予期間（5年）	-	-	
	償還開始後	0.72%	1.72%	
東日本 大震災	新規貸付け 住宅災害	元金償還猶予期間（5年）	0.30%	1.00%
		償還開始後	0.63%	1.22%
	既貸付け 住宅	元金償還猶予期間（5年）	0.64%	1.66%
		償還開始後		
既貸付け 住宅災害	元金償還猶予期間（5年）	0.63%	1.22%	
	償還開始後			
特定激甚 災害	新規貸付け 住宅災害	元金償還猶予期間（3年）	0.72%	1.00% ^(注6)
		償還開始後	0.93%	1.22% ^(注6)
	既貸付け 住宅	元金償還猶予期間（3年）	1.00%	1.66% ^(注6)
		償還開始後		
	既貸付け 住宅災害	元金償還猶予期間（3年）	0.93%	1.22% ^(注6)
		償還開始後		

(注1) 利率は年利（貸付金保険料充当率（年0.06%）を含まない。（平成19年4月1日以後の貸付けは、上表の利率に0.06%を加える。）

(注2) 改定後は基準利率^(注3)1.0%以下の場合、現行は財政融資資金利率2.4%以下の場合又は、基準利率^(注3)1.0%以下の場合

(注3) 退職等年金給付の額の算定基礎となる給付算定基礎額のうち、利子の額を求めるための率

(注4) 基準利率^(注3)の変動により、0.5%ずつ貸付金利率も変動する。（参考参照）

(注5) 平成29年1月1日に先行して貸付金利率の引下げ（2.22%⇒1.66%）を実施している。

(注6) 平成28年11月1日に特定激甚災害に係る特例規程を新設し、設定した利率である。

2 財源 退職等年金経理の余裕金

3 実施日 平成30年1月1日